

人材紹介サービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、申込者（以下「甲」という）が、株式会社サンアローズ（以下「乙」という）が提供する「人材紹介サービス」（以下、「本サービス」という）を利用および提供する場合の遵守すべき事項を定めることを目的とする。

第2条（サービスおよび用語の定義）

本サービスとは以下に定めるサービスの総称をいう。

第3条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第4条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下、「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を乙に支払うものとする。
理論年収とは、月次給与の12ヶ月分（年俸制をとる場合は年俸額）および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対し支払われる諸手当（通勤手当及び時間外手当を除く）の合計額をいう。
2. 被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記に従い甲に返還するものとする。

①入社日から1ヶ月以内に退社した場合 80%

②入社日から3ヶ月以内に退社した場合 50%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職の場合、報酬返還は適用されない。

第5条（支払）

甲は第4条に定める報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条（オーナーシップ）

乙が紹介した人材を、紹介を受けてから1年以内に甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本サービスに該当するものとする。

第7条（機密保持）

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、本サービスに基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

なお、乙と業務提携する有料職業紹介業者も同様の義務を負うものとする。

①甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報

②甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報

③甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報

④甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報

⑤裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第8条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも何らの催告も要せず解除することができる。
 - ①相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - ②相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - ③相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第10条（サービス期間）

1. 本サービスの有効期間は、サービス締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本サービスは1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。
2. 甲または乙は、有効期間中といえども書面をもって3ヶ月前に途中解約の予告をすれば、本サービスを解約することができる。

第11条（サービスの解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、本サービスの全部または一部を解除することが出来る。

また下記項目に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

 - ①本サービスに違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ②相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩またはしようとしたとき

第12条（譲渡の禁止）

甲および乙は、当該取引に関する一切の権利もしくは義務を相手方の承諾なしに、第三者に譲渡・承継せしめてはならない。

第13条（苦情処理）

本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

<苦情処理窓口>

職業紹介責任者 宛

東京都中央区日本橋馬喰町 1-3-11 TS ビル 3F

TEL：03-6447-0141

第 14 条（合意管轄）

本サービスに関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として解決を図るものとする。

第 14 条（協議）

本サービスに定めない事項、または本サービスの条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円滑に解決するものとする。

以上。

2022 年 12 月 1 日

代表者 松葉 真